

下松市・記者発表（配布）資料

令和8年3月31日

| 部 課 名 | 課 長 名 | 担 当 者 | 連 絡 先（直 通） |
|----------------|---|--------|------------|
| 生活環境部 生活安全課 | 松本 奈緒美 | 山本 晋一郎 | 45-1828 |
| 1 件 名 | 令和8年春の全国交通安全運動について | | |
| 2 目 的 | <p>春季は、新入学後のこどもたちの不慣れな登下校、初心運転者による車両の運転、入社や転勤等に伴う生活拠点の移動などから、交通事故の多発が懸念される。</p> <p>このため、市民一人ひとりに交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、住民参加による交通安全対策を推進することにより、交通事故防止を図ることを目的とする。</p> | | |
| 3 日 時 | 令和8年4月6日（月）～4月15日（水） | | |
| 4 場 所 | 市内各所 | | |
| 5 内 容 | 別添のとおり | | |
| 6 そ の 他 | 4月9日（木）に実施予定の国道2号交通事故防止キャンペーンが雨天等により中止となる場合は、改めて記者発表を行います。 | | |

令和8年 春の全国交通安全運動実施計画



交通安全

シンボルマーク

期間：4月6日（月）から4月15日（水）まで

| No | 行事名 【県下統一行動日】 | 日時（期間） 実施場所 | 主催者等 | 内容 | 人数 |
|----|-----------------------------------|---|--|---|-----|
| 1 | “交通安全運動啓発” のぼり旗・横断幕の設置 | 4/6～4/15 市役所・警察署・市内の主要幹線道路及び歩道橋等 | 下松市・下松市安全会議 下松警察署 下松交通安全協会 下松安全運転管理者協議会 | 運動期間中、のぼり旗・横断幕を設置し、広く市民に運動を周知啓発し交通安全を呼びかける。 | - |
| 2 | “街頭立哨活動” 交通安全街頭立哨 | 4/6・7・8・9・10・13・14・15 7時30分～8時 市内一円 | 下松市・下松市安全会議 下松警察署 下松交通安全協会 下松安全運転管理者協議会 | 運動期間中、市内主要交差点で立哨を実施し、道路利用者に対して交通ルール・マナーの遵守や交通安全を呼びかける。 | 150 |
| 3 | “交通安全広報活動” 市内街頭広報活動 | 4/6～4/15 日中 市内一円 | 下松市・下松市安全会議 下松警察署 下松交通安全協会 | 運動期間中、通勤・通学の時間帯を中心に広報車による広報を実施し、交通安全を呼びかける。 | - |
| 4 | “交通事故防止啓発” 反射材着用啓発パネル展示 | 4/6～4/15 花岡公民館ロビー | 下松市・下松市安全会議 下松警察署 | 夕暮れ時や夜間に反射材を着用することの大切さを周知することで、交通安全の意識向上を促し、事故防止を図る。 | - |
| 5 | “高齢者の交通事故防止” 高齢者安全安心教室 | 4月8日(水) 10時～12時 下松老人福祉会館「玉鶴」 | 下松市・下松市安全会議 下松警察署（防犯・交通） 下松交通安全協会 下松老人福祉会館「玉鶴」 | 老人福祉会館「玉鶴」で行われる玉鶴老人大学講座で、交通安全講話等を行い、高齢者の交通安全意識の高揚を図る。 | 60 |
| 6 | “運動周知・事故防止啓発” 国道2号交通事故防止キャンペーン | 4月9日(木) 15時～16時 花岡パーキング ※雨天中止 | 下松市・下松市安全会議 下松警察署 下松交通安全協会・下松警友会 下松安全運転管理者協議会 下松市連合婦人会 | 国道を通行するドライバーに対して交通安全運動期間中であることを周知するとともに交通マナー遵守の手作り人形等を配布し、交通安全を呼びかける。 | 100 |

令和8年 春の全国交通安全運動実施計画



交通安全
シンボルマーク

期間：4月6日（月）から4月15日（水）まで

| No | 行事名 【県下統一行動日】 | 日時（期間） 実施場所 | 主催者等 | 内容 | 人数 |
|----|---------------------------|-----------------------------|---|--|-----|
| 7 | “子どもの交通事故防止” 小学生交通安全教室 | 4月14日（火） 8時35分～ 公集小学校 | 下松市・下松市安全会議 下松警察署 下松交通安全協会 公集小学校 | 新入学児童及び保護者を対象に交通安全に関する講話や実技指導を実施し、交通安全の知識習得や意識向上を促すことで事故防止を図る。 | 120 |

山口県の実施要綱

■重点目標

- 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全意識の向上
- 自転車・特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールを理解・遵守の徹底
- 高齢者を交通事故の被害者にも加害者にもさせないための取組の推進（県重点）

■県下の統一行動日

- 4月 8日（水） 「通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保」を呼びかける日
- 4月10日（金） 「交通事故死ゼロ」を目指す日（全国一斉）
- 4月13日（月） 「ながらスマホの根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上」を呼びかける日
- 4月14日（火） 「自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底」を呼びかける日
- 4月15日（水） 「高齢者を交通事故の被害者にも加害者にもさせないための取組の推進」を呼びかける日

■交通安全スローガン

『住みよい山口 いつも心に 交通安全』



令和8年



交通安全シンボルマーク

住みよい山口 いつも心に 交通安全

春の全国交通安全運動

実施期間 令和8年 4月6日(月) ~ 15日(水) 10日間

通学路・生活道路における
こどもを始めとする歩行者の
安全確保



「ながらスマホ」の根絶や
歩行者優先等の安全運転意識の向上



運動の重点

自転車・特定小型原動機付自転車の
交通ルールの理解・遵守の徹底



高齢者を交通事故の被害者にも
加害者にもさせないための取組の推進



統一行動日

4月 8日(水) 「通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保」を呼びかける日

4月10日(金) 交通事故死ゼロを目指す日(全国統一行動日)

4月13日(月) 「ながらスマホの根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上」を呼びかける日

4月14日(火) 「自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底」を呼びかける日

4月15日(水) 「高齢者を交通事故の被害者にも加害者にもさせないための取組の推進」を呼びかける日

主催：交通安全山口県対策協議会

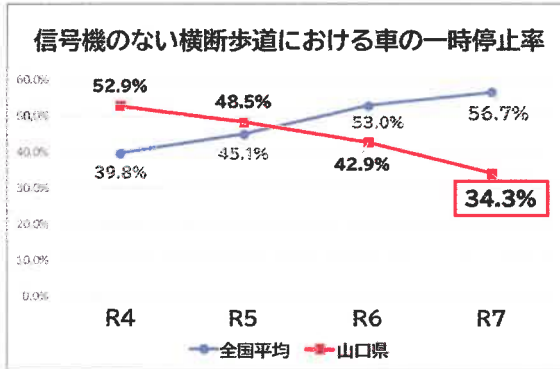
問合せ先

事務局 山口県環境生活部県民生活課
TEL 083-933-2619

春を無事故・無違反で過ごし 新生活をスタートしよう!

『横断歩道は歩行者優先』守っていますか!?

JAF（一般社団法人日本自動車連盟）が行った「信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査」の結果、山口県の停止率は**34.3%**で**全国最下位**でした。全国平均は上昇している一方、山口県は減少傾向（3年連続減少）にあります。



日本一「止まる」県を目指せ!!

日本一「止まる」県を目指して!!



横断歩道接近時は減速

横断しようとする歩者がいないことが明らかな場合を除きます。



横断歩行者がいないかよく見る



横断歩行者がいたら止まる



自転車に!

『交通反則通告制度(青切符)』が開始!!

令和8年4月1日から 自転車に青切符が適用されます

免許はなくてもドライバー

ルールを守って責任ある運転を!

16歳以上が対象

～青切符(交通反則通告制度)導入後の指導取締りについて～
これまで同様、基本的には(指導警告)が行われ、悪質・危険な違反が取締りの対象となります。

| | |
|--------------|-------------|
| 携帯電話使用等 (保持) | 反則金 12,000円 |
| 信号無視 | 反則金 6,000円 |

自転車の指導取締りの基本的な考え方

自転車の交通違反を認知した場合、**基本的には、現場での「指導警告」を行います。**ただし、交通事故の原因となったり、歩行者や他の車両にとって危険・迷惑となったりするような、「**悪質・危険な違反**」であったときは、**取締りを行います。**

CHECK!!



自転車の基本的なルールと警察の交通指導取締りの考え方は、警察庁のホームページで確認できます。

刑事手続き(赤切符など)の対象違反

(例)



飲酒運転



妨害運転



携帯電話使用等 (交通の危険)

※ (保持)は交通反則通告制度(青切符)の対象

交通安全意識を高め、安心安全な山口県を目指しましょう!

山口県警察

令和8年

春の全国交通安全運動 実施要綱

実施期間 4月6日(月)～15日(水)



交通安全シンボルマーク

運動の目的

春季は、新入学後のこどもたちの不慣れな登下校、初心運転者による車両の運転、入社や転勤等に伴う生活拠点の異動などから、交通事故の多発が懸念される。

この運動は、県民一人一人に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民参加による交通安全対策を推進することにより、交通事故防止を図るものです。

運動の重点及び県下の統一行動日

| 重点 | 統一行動日 |
|---------------------------------------|-----------|
| 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保 | 4月 8日 (水) |
| 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上 | 4月13日 (月) |
| 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底 | 4月14日 (火) |
| 高齢者を交通事故の被害者にも加害者にもさせないための取組の推進 (県重点) | 4月15日 (水) |

全国統一行動日

| | |
|----------------|-----------|
| 「交通事故死ゼロ」を目指す日 | 4月10日 (金) |
|----------------|-----------|

運動の進め方

- 運動の実施機関・団体は相互に連携を図り、地域や組織の実情に応じた具体的な実施計画を作成し、家庭、学校、職場及び地域が一体となった活動を推進する。
- この運動が県民総参加の運動となるように、新聞、テレビ、ラジオ等をはじめ、各種広報媒体を活用し、効果的な普及啓発活動を展開する。

山口県交通安全スローガン

住みよい山口 いつも心に 交通安全

主催：交通安全山口県対策協議会

実施事項

| 区分 | 運転者 | 地域・家庭 | 学校・職場 |
|--------------------------------------|---|---|--|
| 通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保 | <ul style="list-style-type: none"> ●子どもを始めとする歩行者の特性の理解 ●歩行者や自転車の側方を通過する場合の安全間隔保持や減速などに配慮した運転の徹底 ●横断歩道ハンドサイン運動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●子どもの保護者に対する交通安全啓発・教育の推進 ●体験型講習会等の開催と参加勧奨 ●反射材用品、LEDライト、白っぽい色の服装の視認効果の周知や自発的な着用 | <ul style="list-style-type: none"> ●学校行事等を通じての交通ルールやマナーの指導と思いやりの心の醸成 ●通学路等の点検と危険箇所での安全指導 ●横断歩道ハンドサイン運動の推進 |
| 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ●横断歩道では歩行者優先が運転者の義務であることの再認識 ●交差点等における一時停止、安全確認の徹底 ●ハイビーム活用の励行 ●運転中のスマホ等の使用禁止 ●妨害運転の禁止とドライブレコーダーの利用 ●飲酒（二日酔い）運転の禁止 ●同乗者へのシートベルトの着用指導 ●子どもの体格に合ったチャイルドシートの正しい使用 | <ul style="list-style-type: none"> ●「思いやり」と「ゆずり合い」の心を持った運転の推進 ●妨害運転（あおり運転）等を絶対に許さない環境づくりの促進 ●飲酒の機会における適切な交通手段の選択 ●「飲んだら乗らない 乗るなら飲まない 飲ませない」の徹底 ●飲食店での運転者への酒類提供禁止の徹底、ハンドルキーパー運動の推進 ●子どもの体格に合ったチャイルドシートの正しい使用 | <ul style="list-style-type: none"> ●横断歩行者は手上げ横断の合図を行うなど、横断意思を示す行動の実践 ●飲酒運転・妨害運転（あおり運転）等を絶対に許さない職場づくりの促進 ●ハンドルキーパー運動の推進 ●朝礼、社内放送等による広報啓発活動の実施 ●妨害運転（あおり運転）等の危険性の周知 ●ドライブレコーダーの利用促進 ●運転中のスマホ等の使用の危険性の周知 |
| 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ●ヘルメットの着用や交差点等での一時停止等交通ルールやマナーの正しい理解と実践 ●歩行者の側方を通過する場合の安全間隔保持や減速などに配慮した運転の徹底 ●自転車安全利用五則の実践 ●自転車損害賠償責任保険等への加入 | <ul style="list-style-type: none"> ●ヘルメットの被害軽減効果に関する理解促進と着用の徹底 ●自転車安全利用五則の周知 ●自転車損害賠償責任保険等への加入促進 ●歩行者側方通過時の安全な間隔の保持又は徐行の実践 | <ul style="list-style-type: none"> ●ヘルメットの被害軽減効果に関する理解促進と着用の徹底 ●交通ルールやマナーの指導の徹底 ●自転車安全利用五則の周知 ●自転車損害賠償責任保険等への加入促進 ●歩行者側方通過時の安全な間隔の保持又は徐行の実践 |
| 高齢者を交通事故の被害者にも加害者にもさせないための取組の推進（県重点） | <ul style="list-style-type: none"> ●「思いやり」と「ゆずり合い」の心を持った運転の推進 ●高齢者の特性の理解 ●サポカーの利用促進 | <ul style="list-style-type: none"> ●「運転卒業証」制度の周知 ●家庭での免許証の自主返納の話し合い ●高齢ドライバー対象の講習会等への参加勧奨 | <ul style="list-style-type: none"> ●各種会議・講習会等を通じた広報啓発活動の推進 ●高齢歩行者に対する「声かけ」の励行 ●交通安全学習館の利用促進 |

| 機関・団体 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●統一行動日を中心として、街頭キャンペーン、主要交差点等での街頭指導及び啓発活動の展開 ●傘下の事業所等における薄暮時一斉早め点灯及びライト切替え（ハイビーム活用）の実践 ●広報車による街頭広報や社内・庁内放送による広報の徹底 ●県・市町広報紙、各機関・団体の機関紙、ポスター、チラシ等による広報・啓発活動の実施 ●道路管理者等が管理する道路交通情報提供装置の活用による広報の実施 ●交通安全学習館での体験学習の奨励 |